

# 中央区障害者計画・ 第7期中央区障害福祉計画・ 第3期中央区障害児福祉計画

～だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区～



令和6（2024）年3月



中央区

計画の全編は下記 QR コード  
からご覧いただけます。

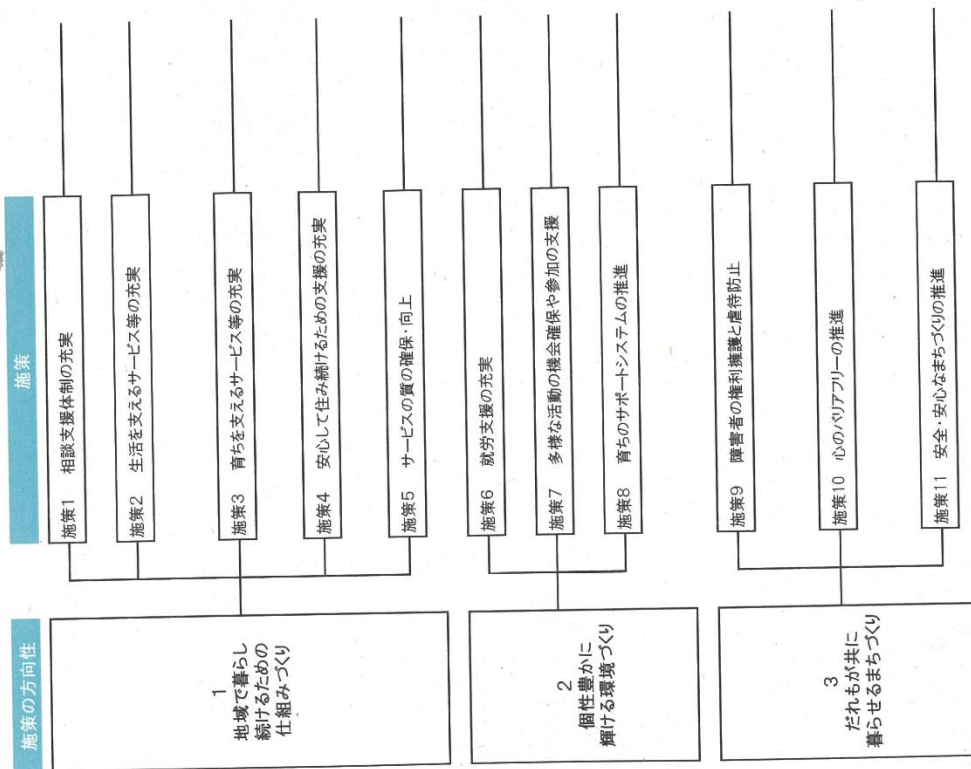


このマークは、視覚に障害のある方  
のための音声コード（Uni-Voice）です。  
専用の読上装置やスマートフォンアプリ  
などで読み取ると、記載内容を音声で  
聞くことができます。





## 2 施策体系



## 第2部

### 主な取組

|                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 相談支援の利用促進<br>(2) 基幹相談支援センターの機能の充実<br>(3) 相談支援包摂化のための多機関連携強化                                                                               |
| (1) 在宅サービス等の情報提供の充実<br>(2) 自立生活を支援するサービスの充実<br>(3) 高齢障害者の介護サービスの円滑な利用促進<br>(4) 障害者の通所事業の充実<br>(5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実                            |
| (1) こどもの発達相談および障害児通所支援の充実<br>(2) 重症心身障害児の支援<br>(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携<br>(4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援                                         |
| (1) 地域生活支援拠点の充実<br>(2) 居住支援体制の充実<br>(3) グループホームの充実<br>(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携                                                                  |
| (1) サービス事業者の支援・指導の強化<br>(2) 第三者評価・指定管理者評価等によるサービスの質の向上<br>(3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援                                                          |
| (1) 一般就労への移行の促進<br>(2) 就労定着支援の推進<br>(3) 障害者優先調達推進の推進                                                                                          |
| (1) 障害者の生涯学習活動の推進<br>(2) 利用しやすい図書館の整備<br>(3) 障害者のスポーツ活動の推進                                                                                    |
| (1) 子ども発達支援センター ゆりのきを中心とした支援体制の充実<br>(2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ<br>(3) 個別の教育支援計画・育ちのサポート・カルテを活用した切れ目のない支援<br>(4) 早期発見・早期支援の充実<br>(5) 発達障害に対する理解の促進 |
| (1) 権利擁護支援事業の推進<br>(2) 成年後見制度の利用促進<br>(3) 地域連携ネットワークづくりの推進<br>(4) 区民申立ての実施<br>(5) 障害者虐待防止の推進                                                  |
| (1) 障害者差別解消法の推進<br>(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発<br>(3) 「障害福祉まつり」等による地域交流の促進<br>(4) 障害者福祉団体との連携<br>(5) 意思疎通支援の充実                                      |
| (1) 災害時の支援体制の充実<br>(2) 情報バリアフリーの強化<br>(3) 人にとやさしい空間づくり                                                                                        |

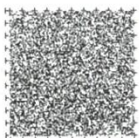
## 施策 9 障害者の権利擁護と虐待防止

判断能力に不安を抱える障害者等の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して生活が続けられるよう、区と中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、権利や財産を将来にわたって守る取組として、権利擁護支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。

また、「虐待通報・相談窓口」の周知を図るとともに、区民・事業者などへの虐待防止の普及・啓発、事業者への指導に取り組み、障害者の虐待防止を推進します。

### <主な取組>

|     | 取組名              | 取組内容                                                                                                                                                                                      |
|-----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 権利擁護支援事業の推進      | 成年後見支援センター「すてっぴ中央」において、福祉サービスに係る情報提供、相談への対応、利用の手続、利用料支払の援助などのサービスを提供します。                                                                                                                  |
| (2) | 成年後見制度の利用促進      | 区と成年後見支援センター「すてっぴ中央」が連携し、成年後見制度の普及・啓発、適時・適切な成年後見制度の利用促進を図るとともに、法人後見の実施について検討を進めます。                                                                                                        |
| (3) | 地域連携ネットワークづくりの推進 | 法律・福祉の専門職団体、関係機関などが連携して本人や後見人などを支えるチームに対して必要な支援ができる体制を強化するため、地域連携ネットワークを構築します。                                                                                                            |
| (4) | 区長申立ての実施         | 判断能力に不安を抱える障害者等の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判請求を行う区長申立てを実施します。                                                                                                   |
| (5) | 障害者虐待防止の推進       | 障害者福祉課が中心となり、虐待通報・相談窓口専用電話で24時間365日の通報・相談対応を行うとともに、保健・医療・福祉・警察などの関係機関が連携を図りながら、虐待防止、早期発見、発生時の適切な対応などの総合的取組を推進します。<br>また、虐待防止の重要性について広報紙やホームページ、パンフレットなどによる普及・啓発を通じて、幅広く区民・事業者などの理解を促進します。 |





## ■ 成年後見制度について ■

## 第2部

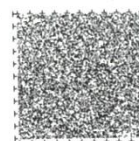
成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分なため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい人を後見人等が代理し、財産を管理したり、必要な契約を締結したりして、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分となっている時に、家庭裁判所に申立てをすることにより、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、本人を代理して財産や権利を守り、本人を保護・支援する制度です。法定後見は、判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

|                  | 後 見                              | 保 佐                                                         | 補 助                                                        |
|------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 対象者              | 判断能力が全くない人                       | 判断能力が著しく不十分な人                                               | 判断能力が不十分な人                                                 |
| 申立てができる者         | 本人、配偶者、4親等内の親族、区市町村長等            |                                                             |                                                            |
| 同意又は取り消すことができる行為 | 原則として全ての法律行為<br>（日常生活に関する行為を除く。） | 借金、相続の承認など民法第13条第1項に規定する行為のほか、裁判所が定める行為<br>（日常生活に関する行為を除く。） | 申立てにより裁判所が定める行為<br>（民法第13条第1項に規定する行為の一部に限る。日常生活に関する行為を除く。） |
| 代理することができる行為     | 原則として全ての法律行為                     | 申立てにより裁判所が定める行為                                             | 申立てにより裁判所が定める行為                                            |



■ 【参考】第2期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針(抜粋) ■

本区では、令和2（2020）年8月に「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」を策定し、方針に基づいて障害者計画等に包含する形で「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定し、制度の利用促進に取り組んできました。

計画策定後は中央区成年後見制度利用促進審議会において、利用促進に係る各取組の進捗状況の点検・評価を行い、令和5（2023）年9月に「第2期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」をまとめました。

本方針では、「第2期中央区成年後見制度利用促進計画」は障害者計画等に包含されるものと位置付けるとともに、当該計画に盛り込むべき施策の体系を次のとおりとしました。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度を含めた権利擁護支援により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加しています。

